

大野観光自動車株式会社 取引条件説明書(国内受注型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による旅行条件説明書面及び契約書面の一部となります。

1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」（以下単に「契約」といいます。）とは、大野観光自動車株式会社(福井県大野市中野 57-11-2 福井県知事登録旅行業第2-204号)(以下「当社」といいます。)がお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

2. 契約の申込

- (1)当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みようとするお客様は、必要事項をお申出の上、当社が別に定める金額の申込金を添えてお申し込みいただきます。
- (2)当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号を通知しなければなりません。
- (3)当社は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予想される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7)①身体に障害をお持ちの方、②健康を害している方、③妊娠中の方、④補助犬使用者の方その他の特別の配慮を必要とする方は、その旨をお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。 なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた 特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (8)(7)の場合、医師の診断書を提出いただく場合、介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただく場合、あるいはご参加をお断わりさせていただく場合があります。

- (9)お客様がご旅行中に疾病、傷病その他の事由により、医師の診断または加療が必要と当社が判断する場合は、必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

- (1)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (2)当社の業務上の都合があるとき。
- (3)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき。
- (4)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

4. 契約の成立時期

- (1)契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2)当社は契約責任者と契約を締結する場合、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3)申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に
- (3)当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日より起算して14日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として

- 充当します。
- (4)通信契約は(1)の規定にかかわらず、お客様の申し込みを受けて、当社が申し込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

5. 契約書面の交付

- (1)当社は契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2)契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

6. 確定書面

- (1)契約書面において、確定された旅行日程及び運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申し込みがなされた場合にあつては旅行開始日)までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2)前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問合せがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

7. 旅行代金の支払い時期と旅行代金の変更

- (1)旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください。
- (2)利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することが出来ます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8. 契約内容の変更

- (1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである事由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

9. お客様の交替

- (1)お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すこと又は、構成者の変更を行うことができます。この際、当社の定める交替に要する手数料をいただきます。

1 5. お客様の責任

- (1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は

- (2)当社は (1)にかかわらず、利用運送機関・宿泊機関等がお客様の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

1 0. 旅行契約の解除

- (1)お客様から企画料金又は取消料をいただく場合
 - ①お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
 - ②当社の責任とならないローンの手続き等の事由によりお取消の場合も記載の企画料金又は取消料をいただきます。
 - ③お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
- (2)お客様からの企画料金又は取消料をいただかない場合
お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。
 - ①旅行契約内容が変更されたとき。但し、その変更が第14項の表左欄に掲げるものその他重要なものである場合に限ります。
 - ②旅行代金が増額されたとき

- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- ⑥旅行開始後において、お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき。但し、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合には、旅行代金のうち旅行サービスの受領できなくなった部分に関わる金額から、当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

1 1. 添乗サービス

- (1)当社は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。
- (2)添乗サービスの内容は、原則として旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時とします。

1 2. 当社の責任

- (1)当社は当社または当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。但し、損害発生の日より起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2)お客様が、以下に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
 - ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
 - ②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - ③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ⑤自由行動中の事故
 - ⑥食中毒
 - ⑦盗難
 - ⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

賠償します。

1 3. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体又は手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

- ・死亡補償金:1500万円
- ・入院見舞金:2～20万円
- ・通院見舞金:1～5万円
- ・携行品損害補償金:お客様1名につき～15万円(但し、補償対象品1個又は1対あたり10万円を限度とします。)

当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

1 4. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件当たりの率	
	(A)	(B)
①契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0%	2.0%
④契約書面又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面又は確定書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経路便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

(A)旅行開始日前日までに通知した場合

(B)旅行開始日以降に通知した場合

※以下に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金は支払いません。

- 天変地異
- 戦乱
- 暴動
- 官公署の命令
- 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- 旅行参加者の生命または安全確保のため必要な措置
- お客様のお申し出による変更

損害を賠償しなければなりません。

- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
- (4)旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先又は当社にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

1 6. お買い物案内について

お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。

1 7. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、病気・怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については、担当者にお問合せください。

1 8. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、お申し出いただいた必要項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供頂けない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。取得した個人情報は、「下記」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社は、旅行申込みの際に提出された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みの旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社らでは、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行のご意見やご感想の提供及びアンケートのお願い③特典サービスの提供④統計資料の作成等に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当社は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取り扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (4)当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレスなどの、本項(1)と同様の利用目的の達成に必要な範囲のものについて、当社らと代理店契約を結ぶ企業との間で、共同して利用させていただきます。
- (5)お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止の請求を行うことができます。

2 0. 約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款受注型企画旅行契約の部に定めるところによります。

大野観光自動車株式会社

福井県知事登録旅行業 第2-204号

(社) 日本旅行業協会正会員

〒912-0021 福井県大野市中野57-11-2
TEL:0779-66-3023 FAX:0779-66-1550

総合旅行業務取扱管理者 藤堂規行